

令和元年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告します。

令和元年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率報告書

・健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
判断比率	—	—	6.1	27.1
早期健全化基準	14.57	19.57	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

・資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
下水道事業特別会計	—
経営健全化基準	20.00

令和2年9月4日提出

二宮町長 村田 邦子